特定事業計画認定申請書作成の手引き

特定事業計画の認定には、公示している「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第１１条第１項に規定する特定事業計画の認定要領について」（平成２１年１０月１日公示）に定める要件等に適合していることが必要です。

認定申請書の記載事項等は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号。）第１１条及び同法施行規則第７条に規定されています。

この手引きは九州運輸局管内において、特定事業計画の認定を受けようとする際の認定申請書を、様式例により作成する場合の記載要領としてまとめたものです。
（本手引きによるもののほか、必要に応じ書類等を求めることがあります。）

〒812-0013
福岡市博多区博多駅東 2-11-1　福岡合同庁舎新館
九州運輸局　自動車交通部　旅客第二課
TEL:092-472-2527　FAX:092-472-3616

申請書作成に当たっての注意事項

〇提出先及び提出部数

① 提出先は、営業所の所在地を管轄する運輸支局に提出して下さい。

② 提出部数は、特定事業計画に共同事業再構築に係る事項を定める場合には、宛先を国土交通大臣あてとし、以下の部数を提出して下さい。

国土交通省用に　１部

九州運輸局用に　１部

運輸支局用に　　１部

（申請者は、申請者用として１部）

③ ②以外の場合には、宛先を九州運輸局長とし、以下の部数を提出して下さい。

九州運輸局用に　１部

運輸支局用に　　１部

（申請者は、申請者用として１部）

〇申請書様式

申請書はＡ４縦版、横書き、左とじにして下さい。

〇各運輸支局の提出先

福岡運輸支局	輸送部門	TEL：092-673-1191
佐賀運輸支局	企画・輸送部門	TEL：0952-30-7271
長崎運輸支局	輸送部門	TEL：095-839-4747（音声ガイダンス「２」）
大分運輸支局	輸送部門	TEL：097-558-2107
熊本運輸支局	輸送部門	TEL：096-369-3155
宮崎運輸支局	輸送部門	TEL：0985-51-3952
鹿児島運輸支局	輸送部門	TEL：099-261-9192

◎作成にあたっての留意点〈表紙〉

１．申請者欄の記載について

（１）住　所

法人の場合は、登記簿謄本の本店所在地を、個人の場合は、住民票の住所を記入して下さい。

（２）氏名又は名称・代表者名

法人の場合は、商号（法人名）及びその代表者名を、個人の場合は、氏名のみを記載して下さい。

（３）連絡先・申請担当者

必ず連絡のつく電話番号及び申請担当者名を記載して下さい。

２．添付資料について

特定事業に必要な資金の見積書を添付して下さい。

その他記載事項を挙証する資料等を添付する場合には、資料名を記載して下さい。

◎作成にあたっての留意点〈別紙１〉

１．内容欄の記載について

・地域計画の名称及び関連部分を記載して下さい。

■記載例　○○交通圏タクシー特定地域協議会地域計画３．①ＧＰＳ－ＡＶＭの導入　等

・実施しようとする特定事業の内容を具体的に記載して下さい。

■記載例（デジタルＧＰＳ－ＡＶＭの導入の場合）

客の呼び出し地点から最短距離にあるタクシーを強制配車することを可能とするデジタル式ＧＰＳ－ＡＶＭシステムを導入し、タクシーの効率的配車による迎車走行キロを削減し、実車キロを向上させる。

２．実施時期欄の記載について

特定事業を実施する時期を記載して下さい。

３．必要な資金の額欄の記載について

特定事業を実施するために必要な資金の額（○○円）を記載して下さい。

また、特定事業に要する資金の見積書を添付して下さい。

４．上記資金の調達方法欄の記載について

必要な資金がある場合はその調達方法（現預金○○円、融資○○円、増資○○円等）を記載して下さい。

５．効果欄の記載について

特定事業を実施した場合の効果を具体的に記載して下さい。

■記載例（デジタルＧＰＳ－ＡＶＭの導入の場合）

デジタル式ＧＰＳ－ＡＶＭシステムの導入により、迎車走行キロが削減されることにより、旅客の待ち時間を短縮。併せて、日車実車キロ、日車営収が改善し、営業効率が向上。

６．関連事業欄の記載について

特定事業に関連して実施される事業（特定事業として、タクシー事業者による混雑地域（駅前）における迷惑行為の抑止策の実施、関連する事業として、地方自治体が行う駅前整備事業がある場合等）がある場合には、「あり」を、ない場合には「なし」を〇で囲んで下さい。

※「あり」とした場合は**別紙２【関連事業】**に必要な事項を記載して下さい。

７．事業再構築の記載について

（１）減車・休車欄の記載について

特定事業と相まって、減車・休車を行う場合には、「あり」を、行わない場合には「なし」を〇で囲んでください。

※「あり」とした場合は**別紙２【事業再構築】**及び**別紙３【減車・休車計画書】**に必要な事項を記載して下さい。

なお、【減車・休車計画書】には、月ごとに完了する予定の一般タクシーの減車・休車車両数を記入してください。

（２）譲渡譲受欄の記載について

特定事業に相まって事業の譲渡及び譲受を行う場合には、「あり」を、行わない場合には「なし」を〇で囲んで下さい。

※「あり」とした場合は**別紙２【事業再構築】**に必要な事項を記載して下さい。

（３）合併・分割欄の記載について

特定事業と相まって会社の合併又は分割を行う場合には、「あり」を、行わない場合には「なし」を〇で囲んで下さい。

※「あり」とした場合は**別紙２【事業再構築】**に必要な事項を記載して下さい。

８．その他欄の記載について

特定事業計画の認定にあたり、参考となるべき事項があれば記入して下さい。

◎作成にあたっての留意点〈別紙２【関連事業】〉

１．内容欄の記載について

特定事業に関連して実施される事業の内容を記載して下さい。

２．実施主体欄の記載について

特定事業に関連して実施される事業の実施主体を記載して下さい。

３．実施時期欄の記載について

特定事業に関連して実施される事業の実施時期を記載して下さい。

４．その他欄の記載について

本件申請に係る特定事業が確実に遂行できること等を補助する事項があれば記載して下さい。

◎作成にあたっての留意点〈別紙２【事業再構築】〉

１．内容欄の記載について

特定事業と相まって実施される事業再構築の内容を具体的に記載して下さい。

■記載例（特定事業がデジタルＧＰＳ－ＡＶＭの導入の場合）

デジタルＧＰＳ－ＡＶＭシステムの導入により、日車実車キロ・日車営収が向上するこ

とから、減車することにより車両費等固定経費を削減する。

２．実施時期欄の記載について
事業再構築を確実に実施できる時期を記載して下さい。

３．特定事業との関連欄の記載について
事業再構築が特定事業と密接に関連していることについて記載して下さい。
■記載例（特定事業がデジタルＧＰＳ－ＡＶＭの導入の場合）
特定事業により、旅客の待ち時間の短縮等サービス改善を図りつつ、経営資源を稼動車両に集中的に投入することを通じて減車を実施することにより、単体の利益率を改善するとともに、供給過剰の解消に貢献。

４．効果欄の記載について
事業再構築を実施した場合の効果を記載して下さい。
■記載例
特定事業の効果と減車による車両費等固定経費の削減を組み合わせることにより、経営の合理化を図り、タクシー事業の適正化及び活性化に資する。

５．労務関係欄の記載について
事業再構築の実施がタクシー運転者の地位を不当に害することにならないことを具体的に記載して下さい。
■記載例
事業再構築の実施について、労働組合との調整済み。

６．その他欄の記載について
特定事業計画の認定にあたり、参考となるべき事項があれば記入して下さい。

◎その他

１．事業再構築として減車・休車を行う場合は、その実施時期が具体的なものとなった時点で、九州運輸局が定める事業計画の変更届出を提出して下さい。

２．事業再構築として、事業の譲渡及び譲受又は会社の合併若しくは分割を行う場合は、その実施時期が具体的なものとなった時点で、九州運輸局が定める認可申請手続を行って下さい。

３．福祉運賃の設定を行う場合は、認定申請前にご相談下さい。

４．共同事業再構築が含まれる特定事業計画を申請する場合などにおいては、必要に応じ、追加の書類等の提出を求めることがあります。